



2026年6月1日現在、再審制度を見直す『刑事訴訟法』改正案の国会審議が行われている。この法案が国会に提出されるまでの経緯は実に異例だった。法務大臣の諮問機関である法制審議会刑事法部会でまとめられた法制審案は、弁護士の委員らが検察官の再審開始決定に対する不服申し立て（抗告）の禁止や、検察官による新たな証拠開示の範囲を限定しないことを強く求めていたが、ほぼ現状維持とする内容だったため、弁護士の委員や多くの刑事法学者らが記者会見で反対を表明した。その後、法制審案をふまえた政府法案に対し、自民党の事前審査でも複数の議員から検察官の抗告を禁止すべきだという強い反対の声が上がったが、法務省側が耳を貸そうとしないため、議員たちがあえてマスコミの前で激しく抗議する場面が報道されたほどだった。その結果、法務省は検察官による抗告は原則禁止とし、再審開始決定が取り消されるべきだと認められる十分な根拠がある場合に限り『刑事訴訟法』の本則に明記する、と法案を修正した。法務・検察側の抵抗の強さもさることながら、18回開かれた法制審部会での議論でも揺るがなかったことを動かした議員の力に驚かされた。現在審議中の衆議院法務委員会でも、法案には多くの抜け穴があり、これでは冤罪被害者の救済は進まないという意見が出ており、今後の議論の進展を興味深く見守っている。

こうした経緯には、むろん袴田巖氏の冤罪事件が大きな影響を与えている。2014年3月、新証拠に基づいて静岡地方裁判所が再審開始と身柄拘束停止という画期的な決定を出し、袴田氏は逮捕から48年を経て自由の身になった。だが検察官が決定取り消しを求めて抗告したため、高裁で再審開始決定破棄、最高裁で高裁への差し戻し、高裁で再審開始確定という紆余曲折ののち、実際に再審が開始されたのは静岡地裁決定から9年後の2023年10月、無罪判決確定はさらにその1年後だった。再審公判で争えばいいことなのに、検察官の抗告によって9年の時間が無駄になった。検察側が出してきた新証拠がもっと早く開示されていれば早期に冤罪を明らかにできたかもしれない——袴田氏の支援者だけでなく、人生の58年を奪われた冤罪被害者に対して痛恨の思いを抱く法律家、政治家たちが強い使命感をもって法改正に取り組んでいることを感じる。

筆者が袴田事件に関心をもったのは、2014年の静岡地

方裁判所の決定を読んだときである。再審開始だけでなく、死刑囚の釈放という過去に例のないことを決定し、捜査機関による証拠捏造の疑いを指摘したという点でも衝撃的だったが、何より決定文にある「国家機関が無実の個人を陥れ、45年以上にわたり身体を拘束し続けたことになり、刑事司法の理念からは到底耐え難いことといわなければならない」「(袴田氏の)拘置をこれ以上継続することは、耐え難いほど正義に反する」という文言に感銘を覚えたからだ。裁判官が決定や判決で「耐え難い」と個人的な心情を吐露するのは稀なことだと思う。この決定を書いた村山浩昭（元）裁判長とは精神鑑定を通じて面識があり、後年研究会でもご一緒する機会があったため、この時のお気持ちについて図々しくもお尋ねしたことがある。「書くかどうか相当迷いましたが、どうしても書かずにはいられなかった。そういう気持ちでした」というお答えだったと記憶している。

2025年10月、筆者が所属する「法と精神医療学会」で、「袴田事件—法と精神医療の視点から—」というオンラインシンポジウムを開催した。村山氏（現在は弁護士として再審制度の見直しのために活動し、法制審議会刑事法部会の委員も務めておられた）と、拘置中の袴田氏を診察して意見書を作成し、釈放後に入院治療をされた多摩あおば病院長の中島直氏に、それぞれ深くかかわったお立場ならではの大変興味深いお話を伺った（講演要旨が「法と精神医療学会」のホームページに掲載されており、学会員であればシンポジウムの動画を視聴できる）。冤罪事件の背景には、証拠主義の弊害、組織や社会の無言の圧力に対する警察、検察の忖度といった問題があるのではないかと、裁判官も人である以上誤ることもあるのに、なぜ無謬性に固執して、再審を誤りを正す機会にしようとならないのか、などと考えさせられた。そしてそれは他人ごとではないとも思った。精神鑑定を行う精神科医にも、同様の忖度や自己保身の心理が働いたり、自分の結論が正しいと思い込んだりすることがありうる。自身の精神医学的判断にそうした“邪念”が混じらないよう、特に死刑判決も視野に入る重大事件では一人の人間の生死にかかわるため、いっそう厳しく自らを律しなければならないと、あらためて思っている。

田口寿子